

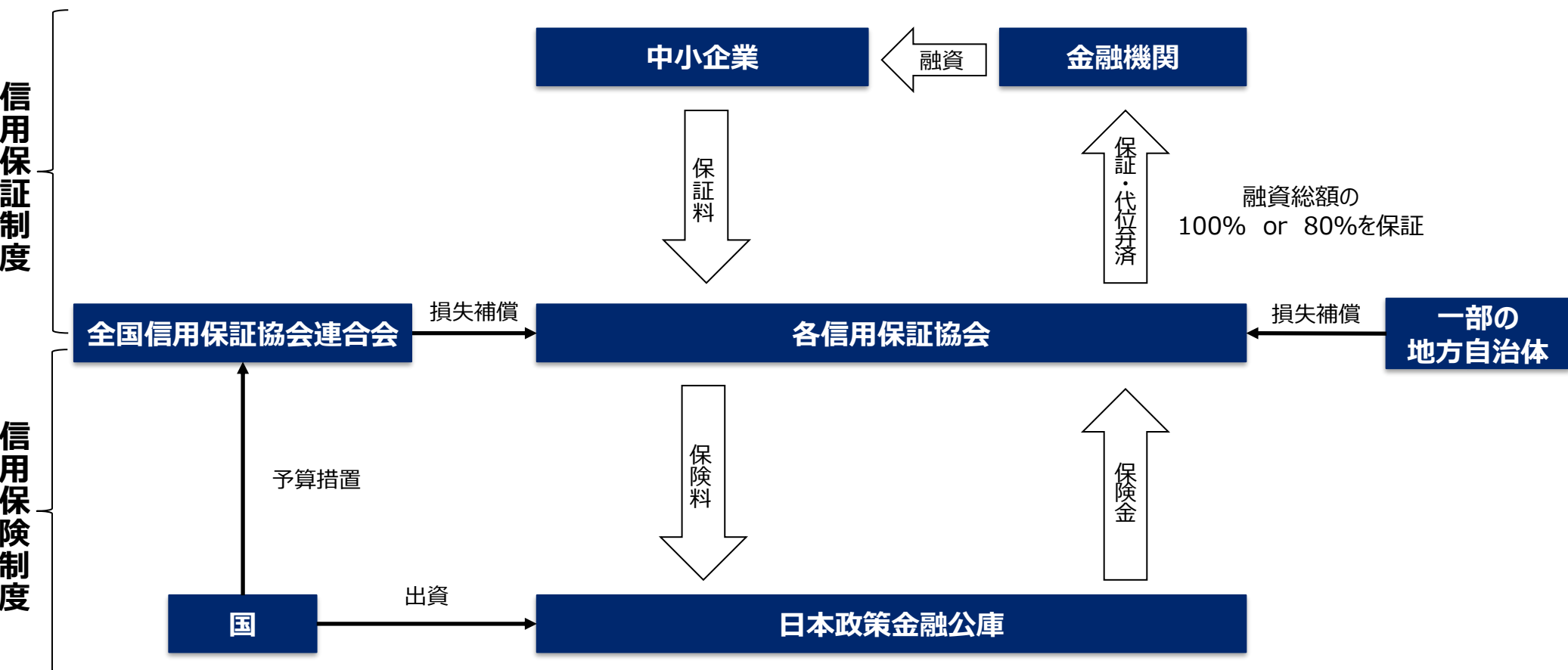
説明資料

2024年5月13日

中小企業庁 金融課

信用補完制度の概要

- ① 全国に51ある信用保証協会が、中小企業による**民間金融機関からの借入れに対して「信用保証」**を付与することで、資金調達をサポート。
- ② 万一、何らかの事情で中小企業が返済ができなくなった場合には、当該中小企業に代わって信用保証協会が債務を弁済（代位弁済）。
- ③ **「代位弁済額」の一部を日本政策金融公庫が保険金支払により補填**（信用保険）。



※ 中小企業信用保険法施行令（政令）において、**信用保険の対象外業種**を定めている

中小企業信用保険法における対象業種の列挙方式の変遷について

- 2000年2月、産業構造の変化等に対応して的確かつ機動的な支援を行うため、**対象外業種を政令で限定列挙する方式（ネガティブ方式）**に改めることとし、政令を改正。
- ①農林漁業については、別途、債務保証制度があること、②金融・保険業については、その多くが貸付事業を営んでいること から、原則対象外としている。

～2000年2月	2000年2月～	2023年6月～
ポジティブ方式 対象業種を限定列挙	ネガティブ方式 対象外業種を限定列挙	
<対象業種>	<対象外業種>	
製造業、鉱業、土石採取業、 木材伐出業、建設業、物品 販売業、不動産業、運送業、 貨物運送取扱業、倉庫業、 ガス供給業、印刷業、出版業、 サービス業、損害保険代理業	1. 農業、漁業	1. 農業、漁業
	2. 林業（素材生産業及び素材生産 サービス業を除く。）	2. 林業（素材生産業及び素材生産 サービス業を除く。）
	3. 金融・保険業（保険媒介代理業 及び保険サービス業を除く。）	3. 金融・保険業（クレジットカード業・ 割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融 商品取引業を除く。）、商品先物取引業・ 商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯 業（資金決済に関する法律（平成二十一年 法律第五十九号）第二条第二十五項に規定 する資金移動業務を行うもの及び同法第三 条第一項に規定する前払式支払手段の発行 の業務を行うものに限る。）、金融代理業 （金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代 理業及び保険サービス業を除く。）

金融・保険業の扱いについて

< 1. 金融・保険業を除外してきた背景 >

- ① 金融・保険業の多くは貸付業務（保険業は契約者貸付業務）を実施。信用保証の目的は、中小企業の資金調達の円滑化。
 - ② 仮に、**貸付業務を営む事業者が、信用保証を活用し調達した資金を中小企業に貸し付けた場合**、民間金融機関から直接借り入れるよりも、**中小企業の資金調達コストが上昇する懸念**があるため※、**金融業等を対象業種から除外**。
- ※ 貸付業務を営む事業者を信用保証の対象とすることで、当該事業者のリスクが低減し、当該事業者から融資を受ける中小企業の資金調達コストも低くなるのではないかと指摘もあり得るが、資金調達コストの低減を担保する術はない。
- ③ なお、**2023年**には、産業構造の変化に対応し、金融庁と協議の上で、**貸付を行うことが想定されない業種として、資産運用業などを新たに追加**した。

< 2. 金融・保険業にネガティブリスト方式が馴染まない理由 >

- ① 御提案に沿って**金融業等をネガティブリスト化した場合**、当該リストにない**新たに生まれた業種は全て信用保証の対象**となる。
- ② 例えば、暗号資産はビットコインの誕生により**2009年に使用開始された**が、当初、暗号資産規制は存在せず。**2017年**に資金決済法において、**暗号資産の取引を行う事業者は登録制として規制（暗号資産交換業）**。なお、**暗号資産**の貸付を行う業者もいるため、対象業種とはしていない。
- ③ ネガティブリスト方式では、**こうした事業者が自動的に対象**となるため、**支援が必要なところを都度判断のうえ、追加していく現行方式に合理性がある**。（製造業やサービス業などは、将来的にも、それぞれが、物品の製造、サービスの提供という事業の範疇にとどまるものの、金融・保険業については事業者への資金の貸付と融合したサービスが生まれる余地あり）

金融・保険業の扱いについて

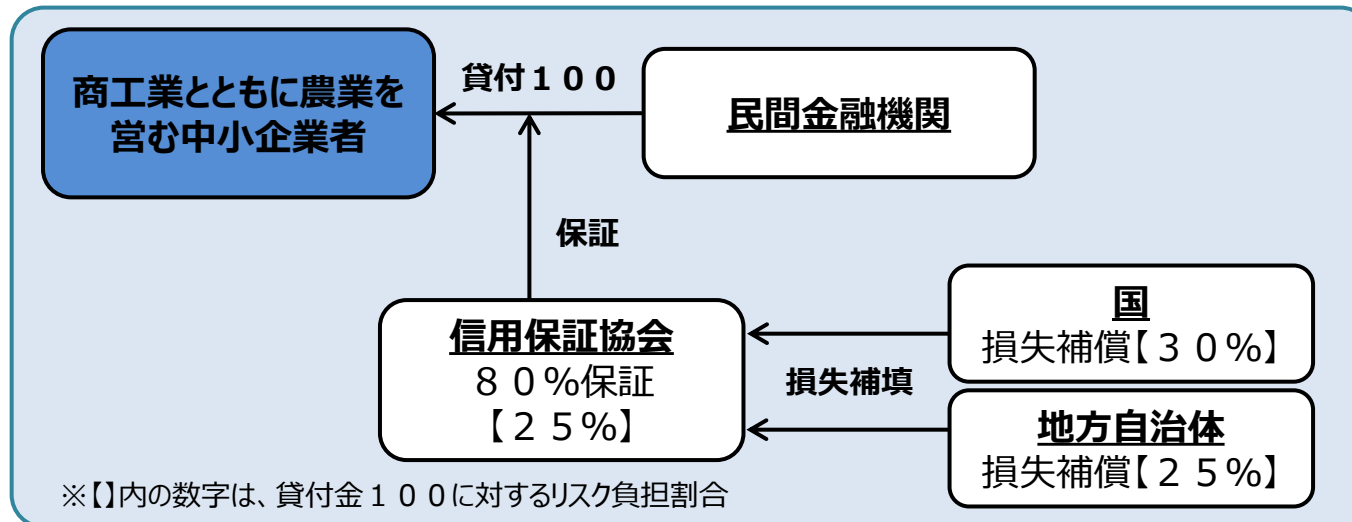
<3. 対処方針>

- ① 現時点では、「**どのような金融業等において信用保証を活用した資金調達ニーズがあるか**」、「**ニーズは全国的なものなのか**」、また、「**どのような仕組みであれば、貸付業務を営む業種を排除できるか**」について、実態把握等が進んでいない。
- ② このため、ご提案については、柔軟かつ機動的に対応するため、**信用保険法令上の措置として対応するのではなく**、過去、国家戦略特区で対応してきたやり方（例：国家戦略特別区域農業保証制度）と同様、まずは、**信用保証制度上の措置として、信用保証協会が代位弁済した際に国と東京都で一定割合を損失補償する仕組みの創設**について、東京都・東京信用保証協会・中小企業庁の間で、**検討・協議**してはどうか。当該仕組みを通じて、ニーズの洗い出しや貸付業務を営む業種の排除方策等について、深掘った検討を行うこととしたい。
- ③ なお、上記の**国家戦略特区の仕組みを活用しない場合**であっても、業種の追加ニーズが出てきた際には、当該業種所管省庁と連携し、**迅速に追加の必要性を検討のうえ、速やかに対応**する。
- ④ また、政令に規定している業種が日本産業分類ベースであるため「対象業種が分かりにくい」との御指摘を踏まえ、中小企業庁HPに**具体例を記載**するなどにより改善も行う。

(参考) 国家戦略特別区域農業保証制度の概要

- 特別区域：新潟県新潟市、兵庫県養父市、愛知県全域
- 保証対象者：（１）商工業とともに農業を営む中小企業者
（２）商工業とともに農業を営む農事組合法人又は個人 ※農業生産法人を含む
- 対象資金：商工業とともに営む農業の実施に必要な事業資金（商工業の実施に必要な事業資金と混在する資金を含む。）とする。
- 保証限度額：2.8億円（原則として無担保保証は、0.8億円以内）
- 保証割合：80%（部分保証）
- 保証料率：融資金額の0.8%（保証金額の1.0%）
- 保証期間：運転資金10年以内、設備資金15年以内（据置期間2年以内）
- 制度開始：**2014年6月より制度開始、その後2019年から「農業ビジネス保証制度」として全国展開**

【スキーム・負担割合】



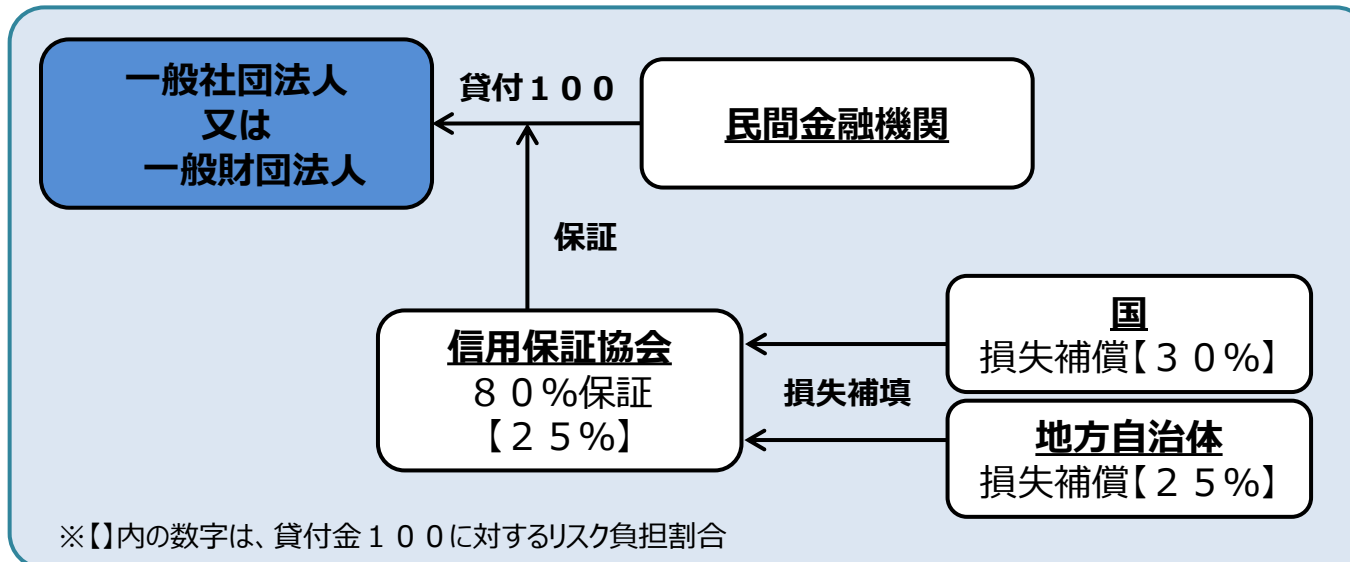
【特区における実績】

2023年度：5件 0.9億円
2022年度：5件 0.8億円
2021年度：3件 0.3億円
2020年度：3件 0.7億円
2019年度：13件 1.1億円

(参考) 国家戦略特別区域一般社団法人等保証制度の概要

- 特別区域：宮城県仙台市
- 保証対象者：（１）社会的課題（保健・福祉・医療、子どもの健全育成、まちづくり、環境等）を解決するために活動する一般社団法人等。かつ、
（２）主たる事務所が特区の区域内に所在すること。※仙台市による認定が必要。
- 対象資金：事業資金
- 保証限度額：2.8億円（原則として無担保保証は、0.8億円以内）
- 保証割合：80%（部分保証）
- 保証料率：融資金額の1.15%（保証金額の1.4375%）
- 保証期間：運転資金7年以内、設備資金10年以内（据置期間1年以内）
- 制度開始：2017年8月～

【スキーム・負担割合】



【実績】

2023年度：10件 1.1億円
2022年度：8件 0.6億円
2021年度：6件 0.6億円
2020年度：13件 1.3億円
2019年度：14件 1.0億円

(参考) 2023年改正概要

<追加対象業種>

追加対象業種	具体例
クレジットカード業	クレジットカード会社
割賦金融業	信販会社
金融商品取引業	証券会社
	投資コンサルタント
	資産運用業者
商品先物取引業	商品先物取引業者
商品投資顧問業	商品投資顧問業者
資金移動業	資金移動業者
前払式支払手段の発行の業務	プリペイドカード等の発行業者
金融商品仲介業	資産運用のアドバイス業者

<経済対策等>

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」

(令和2年12月8日閣議決定)

③ 世界に開かれた国際金融センターの実現

・信用保証制度や日本政策金融公庫等の融資対象の資産運用業者等への拡大 (経済産業省、財務省、内閣府)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」

(令和4年6月7日閣議決定)

(2) 国際金融センターの実現とアセットマネージャーの育成

…また、新たに、資産運用業を行う事業者の資金繰り支援のため、信用保証制度の対象に資産運用業者を追加する。

※ (東京都が御提案で言及されている) **金融サービス仲介業**については、1つの登録で銀行、証券、保険サービスの仲介を可能とする業態であり、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを行うもの。このため、保険媒介業務は、保険媒介代理業又は保険サービス業に該当し、有価証券等仲介業務は、金融商品仲介業に該当するため、対象業種となる。